九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

岡田朝太郎の欧州留学について

西，英昭
九州大学大学院法学研究院 ： 准教授

https://doi.org/10.15017/1833535

出版情報：法政研究. 84 (1), pp.217-238, 2017-07-14. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University
バージョン：
権利関係：

研究ノート

岡田朝太郎の欧州留学について

西　　英　昭

一　はじめに
二　岡田朝太郎の欧州留学
三　他の清朝日本人法律顧問たちの留学
四　おわりに

一　はじめに

岡田朝太郎（1868-1936）については戦前期の著名な刑法学者として改めて説明するまでもないと思われるが、どのような人物であるかを簡単に振り返るために、ひとまず『大日本博士録』の記述を確認しておくことにする。[(1)]

【出生】舊大垣藩士岡田平八長男、明治元年五月廿九日（戸籍簿登録の日附は事實相違）美濃大垣南切石村に出生。
【學歴及閲歴】明治十二年小學を半途に退き明治十五年迄陶器畫工見習ひ、同年上京東京外國語學校に入り佛語を修む。尋て大學豫備門第一高等中學校を經て同二十一年帝國大學法科大學に入り、同二十四年七月佛法科を卒業法學士と爲る、續いて大學院に入り刑法を研究し、同二十六年九月帝國大學法科大學講師、同二十七年五月卅一日助教授となり法科大學の講座に臨み傍ら各私立法律學校の聘に應じ刑法を講ず、同三十年三月非職となり文部省より刑法研究の爲

(1)　『大日本博士録』第一巻 法學及薬學博士之部（發展社・1921）48-49頁参照。

め佛、獨、二ヶ國へ留學を命ぜられ更に伊太利に轉學す、同三十三年七月歸朝、同二十一日法科大學教授に任ぜられ刑法講座を擔任す、同年九月警察監獄學校教授を兼ぬ、同年十一月法典調査會委員拜命、同三十四年六月法學博士の學位を受く、同三十七年三月兼官廢止、同三十九年九月二十九日在官の儘清國欽命修訂法律館調査員兼法律學堂教員として招聘せられ法典調査の事業に從ひ又法學を教授す、大正四年九月自ら解約し專ら法律館の囑託事務に從ひ、法科大學教授を辭す。

岡田朝太郎は清朝末期の近代的法典編纂活動に際し法律顧問として招聘されたことから、中国近代法史研究では非常に重要な研究対象としてこれまで先行研究が積み重ねられてきた。筆者も複数の論考[(2)]を発表して情報の整理と発信に努めてきたが、それを行えば行うほど、そこで扱わなかった問題について中国や台湾からの問い合わせが増加するという情況に追い込まれた。もちろんこれは中国や台湾における旺盛な知的好奇心の存在とそれに起因する研究の活性化の結果であり、ある種「嬉しい悲鳴」ではあるものの、徐々に高度になってゆく先方からの要求に応えうる研究を行うことは容易なことではない。そうした中で、今回は特に問い合わせの多かった岡田朝太郎の欧州留学についての情報を整理することとした。

留学で得られた経験のみが学者個人の性格を決定づけるということはないにせよ、それでも留学がその学者個人のかなりの部分を規定するに至る主要な要素の一つであることは否定できない。まして中国や台湾の学者たちにとって、過去に自国の法律顧問として活躍した日本人学者がどのような知的背景を有していたのか、中でもその形成に重要な役割を果たしたと推定される欧州留学について情報を得たいと思うのは自然なことであるし、この需要に応えることは日本側が行うべき国際貢献の一つであるとすることができるであろう。

以下では最近活発な研究が行われている大学史研究において発見・整理された資料をも用いつつ、岡田朝太郎の欧州留学の具体的な様相を整理し、合せて岡田以外

(2)　拙稿「岡田朝太郎について（附・著作目録）」（法史学研究会会報15・2011）、拙稿「清末民国時期法制関係日本人顧問に関する基礎情報・補遺（附：松岡義正・志田鉀太郎著作目録）」（東洋法制史研究会通信21・2012）参照。

の清朝日本人法律顧問の欧州留学についても簡単に整理し、その特徴を観察することとしたい。

二　岡田朝太郎の欧州留学

岡田朝太郎は文部省外国留学生として派遣されており[(3)]、同留学生については文部省が毎年『文部省外國留學生表』を作成して各人の状況をまとめているため、この資料によって岡田の欧州での足取りを辿ることが可能である。まずは明治33(1900)年調査分に掲載された岡田の帰朝記録から見てみよう[(4)]。

岡田朝太郎　東京帝國大學法科大學助教授法學士
留學地到着年月日：明治三十年四月二十九日　伯林
歸朝年月日：明治三十三年七月二日
留學顛末
○明治三十年五月ヨリ同三十一年三月マデ獨國伯林大學ニ於テ、同四月ヨリ同三十二年四月マデハレイ、ア、エス市大學ニ於テ、同月ヨリ同十二月マデ伊國羅馬ニ於テ、同月ヨリ同三十三年四月マデ佛國巴里府警視廳所屬ベルチオン個人識別所ニ於テ研修。
○明治三十一年四月墺國維也納及ビブダペストへ巡歴研究ス同三十二年九月ブダペスト市ニ開會セル第九列國刑法家協會ニ列席ス。

なるほど以上のような内容であったのかと納得したくなるが、実はこれよりも前の年の『文部省外國留學生表』には、以上には触れられていない情報も記録されて

(3)　文部省外国留学生については辻直人『近代日本海外留学の目的変容』(東信堂・2010) 参照。また当時の留学生一般につき渡辺實『近代日本海外留学生史』上下巻（講談社・1977-78)、帝国大学教授の留学の制度化については天野郁夫『教育と近代化　日本の経験』(玉川大学出版部・1997) 263-275頁、また大学助教授の洋行について橋本順光／鈴木禎宏編『欧州航路の文化誌』(青弓社・2017) 35-43頁参照。

(4)　文部省専門學務局『文部省外國留學生表（明治三十三年十一月三十日調)』(同局・1901、京都大学大学文書館所蔵　特定歴史公文書　第三高等学校関係資料　公文書　三高-1-5514) 所収の「自明治三十二年十二月至同三十三年十一月歸朝文部省外國留學生表」3 頁参照。なおこの第三高等学校関係資料には次の年の『文部省外國留學生表（明治三十四年三月三十一日調)』(同局・1901、同三高-1-5515) も含まれている。

いる。明治31（1898）年調査分に掲載された岡田の記録を見てみると以下のようになる。[5]

○明治三十年九月十三日ハルレへ轉學ヲ聽許ス

○同年九月廿九日ハルレ大學へ轉學ノ件ハ三十一年夏期迄延期聞置ク

○同三十一年三月廿三日ハルレへ轉學及其途次ドレスデン外三ヶ處巡歴ヲ聽許ス

○同年七月十六日ブリュクゼルへ轉學ヲ聽許ス

結局のところ欧州での岡田の具体的な足取りはどのようなものであったのかを見るためには、上記『文部省外國留學生表』を基本としながら、それ以外の史料をも視野に入れて一つ一つ確認する必要がある。以下、その足取りを追ってみることとしたい。

（1）ベルリン大学

岡田の欧州留学については、明治30（1897）年２月20日付で文部省から帝国大学総長宛に留学候補者の問い合わせがあり、これに対して同年３月２日の評議会において「刑法選修トシテ法科大學助教授岡田朝太郎ヲ獨佛ノ二ヶ國ニ三ヶ年間派遣ノコトニ決ス」とされ、その旨文部省に回答が行われている。[6]これを受けて留学命令が発せられたようで、外務省記録に同年３月13日付で「刑法研究ノ爲メ滿三年間佛國及獨國留學ヲ命ス」との留学命令の公文と、それを受けて文部大臣から外務大臣に宛てて当該国在留公使の配慮と海外旅券の交付を願う同年３月15日付の公文が残されている。[7]さらに翌16日の官報には「非職ヲ命ス　法科大學助教授　岡田朝太郎　非職法科大學助教授　岡田朝太郎　刑法研究ノ爲メ滿三年間佛國及獨國留學ヲ命ス

(5)　文部大臣官房秘書課『文部省外國留學生表（明治三十一年十月末調）』（同課・1898、東京大学文書館所蔵　特定歴史公文書　S0008外国関係・留学生関係「留学生関係書類　自明治二十九年至明治三十一年」（S0008/SS2/05）のうち「明治三十一年留学生關係書類」の末尾に綴込み）５頁参照。

(6)　以上について東京大学文書館所蔵　特定歴史公文書　S0008外国関係・留学生関係「留学生関係書類　自明治二十九年至明治三十一年」（S0008/SS2/05）のうち「明治三十年留学生關係書類」所収の「本年度於テ外國留学生一名派遣セラルヘキ内議ノ件」参照。

(7)　外務省記録　６門１類７項２号　文部省留学生関係雑件　第一巻　「非職法科大學助教授岡田朝太郎獨佛両國へ官費留學之件」参照。

（以上三月十五日文部省[8]）」とある。官報の日付を取れば明治30年３月15日発令ということになる。中村進午によれば「明治三十年の春岡田博士と福田博士とが同船で佛國郵船に乗って洋行した[9]」とのことで、福田徳三とともに欧州へ旅立ったようである。一番目の留学先ベルリンへの到着は同年４月29日、ベルリン大学（Friedrich-Wilhelms-Universität、現在のHumboldt-Universität）に1897年夏学期、1897/98年冬学期と在籍し、居所はPotsdamer Str. 121 B.であった[10]。

法科大学では仏法科であった岡田がなぜ真っ先にドイツへ留学したのかについてはこれまでも疑問が提起されていた。小林好信はその理由について「第一、明治一四年の政変以後、伊藤博文・井上毅を主軸とする政府の文教政策が、従来のフランス一辺倒からプロシヤ・ドイツへと傾斜してきたこと。第二に、大学内部からドイツ学の優秀さを認めこれを摂取しようとする積極的な動きが現われ、それが次第に結実してきたこと」という当時の情況を挙げ、加藤弘之や穂積陳重、富井政章の役割を強調しつつ「こうした諸事情が若い刑法学者岡田をしてドイツ刑法学への興味を高め、ドイツへの留学を決意させたとみるのが自然ではなかろうか」としている[11]。この問題について考えるために、岡田の経歴を少し遡ってみていくこととしたい。

岡田は東京帝国大学法科大学卒業後、同大学院へと進学している。明治24年７月25日付の入学願書には「某儀大學院へ入學刑法學理ヲ攻究ノ志願ニ付入學御許可ヲ恭請候也」とある。これに対し大学院は明治24年９月18日付の発令案において「大學院入學ヲ許可ス」「大學院學生岡田朝太郎　學術攻究ハ法科大學教授穂積陳重ノ指導ヲ受クベシ」とし、穂積陳重（1855－1926）を指導教員として進学を許可するに至っている[12]。入学許可者の宣誓式は同年10月６日に行われ、岡田も出席したことが

---

(8)　明治30（1897）年３月16日官報4108号４頁参照。

(9)　中村進午『蛙のはらわた』（廣文堂書店•1913）233頁「實體と形式」参照。なお同書にはこの欧州行きの途上上海に寄港した際、中国語が分からなかったために失敗した岡田の逸話「意相通ぜず」（274頁）も収録されている。

(10)　Rudolf Hartmann, *Japanische Studenten an deutschen Universitäten und Hochschulen 1868–1914*, Berlin: (Vertrieb) Mori-Ogai-Gedenkstätte, 2005, p. 143参照。同書は明治期にドイツへ留学した日本人学生の留学先、期間、滞在先、その後の簡単な履歴等について悉皆調査を行ったものであり、人物事典として利用できる大変有用な工具書である。同書の内容はデータベース化もされており、「Japans Studierende in Deutschland 1868–1914」（http://themen.crossasia.org/japans-studierende/index/）において漢字でも人名検索を行うことが出来る。

(11)　小林好信「岡田朝太郎の刑法理論（１）」（法律時報51–8•1979、後に吉川経夫ほか編『刑法理論史の総合的研究』（日本評論社・1994）へ収録）91頁註12（書籍版では183頁註12）参照。

(12)　以上の入学願書、発令案ともに東京大学文書館所蔵　特定歴史公文書　S0012大学院生関係「大学院学生関係書類　自明治二十一年至明治二十四年」（S0012/03）所収。

確認できる。[13]

入学願書では端的に「刑法學理ヲ攻究ノ志願ニ付」と記載されているが、より具体的な研究計画があったのか、「本年大學を出身せし岡田朝太郎氏ハ今度大學院に入學し專ら刑事人類學を研究さるゝよし」[14]とする報道もある。指導教員が穂積陳重であったということと考え合わせると大変興味深い。後に見ていくように、これまであまり指摘されてこなかったが、岡田の欧州留学では刑事人類学に関連する留学先が登場するからである。

さて、岡田がまず籍を置いたベルリン大学は、指導教官である穂積陳重の留学先でもあった。[15]岡田が到着した時点でのベルリン大学の刑法の教授にはAlbert Friedrich Berner（1818-1907）[16]がいるが、Bernerは「一八四三年に「帰責論」を著わし、翌年ベルリン大学に奉職して以来一八九九年にその職を退くまでの五五年もの間同大学にあり、その間ヘーゲル哲学を基礎にした彼の「教科書」は、一八五七年の初版以来一八版（一八九八年）を重ね、その与えた影響は大なるものがあった」[17]と紹介されるとおり大変長くベルリン大学教授の地位にあり、穂積陳重が留学した際にも在籍していた。ただ穂積は滞在時にはBernerの刑法、及びGneistの刑法・刑事訴訟法の講義は聴講していなかったことが明らかにされている。[18]

Bernerと明治日本の縁はこれに止まらない。彼は日本の明治13年刑法についての論評も行っている。法務図書館蔵『ベルネル氏日本刑法ニ関スル意見書』（XB600/B2-1）[19]がそれである。かの村田保（1843－1925）が明治13年から14年にかけて渡欧

---

(13)　東京大学文書館所蔵　特定歴史公文書　S0012大学院生関係「大学院及分科大学入学許可者宣誓関係　自明治二十年至明治三十二年」（S0012/02）に「學生入學宣誓式　帝國大學に於ては例に依り去る六日午前九時より昨年九月以降入學々生の入學宣誓式を擧行せり其學生の氏名は左の如し」として「大学院學生　岡田朝太郎」の名が記載されている。宣誓式自体は「宣誓式手續　十月六日午前八時四十分迄ニ大學院學生ハ制服若クハフロックコート分科大學學生ハ制服着用□學樓上ニ參集スベシ　午前九時式場ヲ開ク大學院學生ヨリ始メ各分科大學〃生一名ヅツ甲口ヨリ進ミテ學生簿ニ記名シ乙口ヨリ退ク」の如く進められたようである。この簿冊は目次・頁数とも記載がなく検索が少々不便ではあるが、さらに前の頁には「明治二十一年九月十八日先生學生姓名」の中、法科大學佛蘭西部第一年に学部時代の岡田朝太郎の名も見ることができる。

(14)　「岡田法學士大學院に入る」（讀賣新聞1891年９月24日朝刊２面）参照。

(15)　穂積はイギリス留学の後続けてドイツへ留学し、1880年の夏学期から1880/81年の冬学期までベルリン大学に籍を置いている（居所はBrüderstr. 34）。前掲Rudolf Hartmann, *Japanische Studenten an deutschen Universitäten und Hochschulen 1868-1914*, p.51参照。

(16)　BernerについてはAlbert Teichmann, Albert Friedrich Berner 1818-1907, in: *Schweizerischen Zeitschrift für Strafrecht*. 20 Jahrgang, 1907、またHubert Alda, *Albert Friedrich Berner: Eine Biographie*, Inaugural-Dissertation, Münster : Max Kramer, 1960を参照。

(17)　山口邦夫「刑法学におけるヘーゲル学派――ケストリンとベルナーにみる基本的思惟」（駒沢大学法学論集10・1973）133頁参照。

(18)　穂積重行『明治一法学者の出発』（岩波書店・1988）225-259頁、特に238-244頁参照。

した際、Bernerから直接その批評を聞いていることが知られ[20]、Bernerの名は当時の日本の刑法学界では相応に知られていたものと思われる。

当時ドイツでも最大規模の大学であり日本人留学生も集中したベルリン大学[21]、そこは岡田にとっては指導教員がかつて留学した大学で、日本刑法とも繋がりのあるBernerが在職する大学ということになる。具体的な留学先の手配を穂積陳重が行ったかそれとも文部省なり外務省なりが行ったかまでは不明であるが、留学先としては十分な理由のある大学とすることができよう。また岡田は帰国してからBernerとFranz von Lisztの肖像写真を雑誌『明治法學』に寄贈し、「獨逸刑法二大家――ベル子ル博士・リスト博士」（明治法學25・1901）として紹介記事を執筆しており、相応の交流のあったことが窺われる。

（2）ハレ大学

さて、ベルリン大学での夏学期が終わった段階で岡田は早くもハレ大学への転学願を提出し、明治30（1897）年９月13日付で許可されるも翌明治31年夏までこれを延期、結局明治31年３月23日にハレ大学への転学及びその途上でのドレスデン外３ヶ所の巡歴を許可されたことは先に見た通りである。ドレスデン外３ヶ所というのは冒頭の帰朝記録にあった「明治三十一年四月墺國維也納及ビブダペストへ巡歴研究ス」を指すものと思われる。

この間の経緯については岡田自身が文部大臣へ宛てて説明を行っており、ベルリンでの様子にも触れられているので、以下引用する[22]。

---

(19)　これは翻刻されて内田文昭・山火正則・吉井蒼生夫編『日本立法資料全集20　刑法〔明治40年〕（1）－Ⅰ』（信山社出版・1999）に収録されており、同書には山火正則氏による解題もある。

(20)　大日本水産會編『村田水産翁傳』（大日本水産會・1919）25頁に「翁は…新刑法批評研究の爲め、再度の渡歐を命ぜられ、…新刑法に對しては刑法大博士「ベルネ」氏の批評を乞ひ、十四年七月に至り、任を全うして無事歸朝す」とある。また村田保（講演）「法律の沿革」（私立日本法律学校『廿六年度第三年級講義録　第十號』（同校・1893）所収、明治大学図書館志田文庫（SD/6012//HZ）所蔵）に「私か丁度十三年に獨逸に行きましたか、獨逸にて有名なる刑法大博士ベルネルと云ふ人か日本の刑法の草案の時分に、一週間に三回つゝ數ヶ月間私と相會して逐條同氏の意見を承り又は質問もありまして、それには随分今日改正しなければならぬ必要も感じて居ります」（７－８頁）とある。同資料について三田奈穂「旧刑法の成立と村田保」（慶應義塾大学法学政治学論究79・2008）は「名称や年月日が多少事実と異なるものの大筋においては信用できる内容であるといえよう」（153頁註10）としている。

(21)　岡田が留学する明治30年までのドイツ留学の状況については、明治26年までの情況を扱った森川潤『明治期のドイツ留学生』（雄松堂・2008）が詳細である。

(22)　東京大学文書館所蔵　特定歴史公文書　S0008外国関係・留学生関係「留学生関係書類　自明治二十九年至明治三十一年」（S0008/SS2/05）のうち「明治三十一年留学生關係書類」所収の「外國留學生岡田朝太郎監獄ノ實況視察及專門家歴問」参照。

却説別紙修學旅行ノ件當冬ノ學期ニハBerner、Dambach、Kohler、Heilborn、Kahl ノ五氏[23]ニ就テ一週二十六時間刑法及刑事訴訟法ノ説明ヲ聽講仕居來春ノ學期ニハLisz氏ノ講義傍聽ノ爲メHalleへ轉學候様先立テ御許可ヲ受ケ候處如御承知右冬ノ學期ト春の學期トノ間ニハ大凡四十日ノ休課有此候間之ヲ利用シテ別記之監獄ヲ巡回シテ實際ノ狀況ヲ視察仕度加之Wienニハ刑事法并監獄事項ニ精通ノ名アルSiegel、Zillingel、Lammasch、Stooss、Friedmann ノ諸氏[24]ソレ〃有益ナル講莚ヲ開カレ候得共到底該處ニ轉學スルノ時間ナキト夏期休課ニハ多ク旅行不在ナルトノ故ヲ以テ春期休業ニ乘シ是非共二三重要問題ノ意見ヲ質問仕度斯ク實況ノ視察ト難問ノ質疑トハ何レモ小生ニトリテハ初學者ノ爲ニスル普通ノ講義ヨリモ寧ロ要用ニ候間何卒特別ノ御詮議ヲ以テ願意御聽許相成度奉懇願候也

明治三十年十二月廿八日

上記の資料は岡田自身による「修學旅行御願」に付されたものであり、同願では「來ル明治三十一年ノ春期休業ニ際シ四十日間ノ豫定ヲ以テ監獄ノ實況視察及ヒ專門家歴問之爲メDresden、Wien、Budapest、Münchenヲ經テ轉學地Halleニ歸着仕

---

(23)　前述のBernerのほか、それぞれOtto Dambach（1831－1899）、Josef Kohler（1849－1919）、Paul Heilborn（1861－1932）、Wilhelm Kahl（1849－1932）を指すものと思われる。DambachについてはA. Teichmann, Dambach: Otto. Wilhelm Rudolf, in: *Allgemeine Deutsche Biographie*, Bd 47, Leipzig: Duncker & Humblot, 1903, S. 615-616を参照。また穂積陳重が留学中にDambachの現代監獄制度や死刑論の講義を聴講していることについては前掲穂積重行『明治一法学者の出発』243頁参照。Kohlerについては改めて説明を要しない程に著名であろう。彼と台湾での旧慣調査の関係について拙著『『臺灣私法』の成立過程』（九州大学出版会・2009）56頁註64を参照。HeilbornについてはDas System des Völkerrechts entwickelt aus den völkerrechtlichen Begriffen, Berlin: Julius Springer, 1896や*Die kurze freiheitstrafe*, Leipzig: W. Engelmann, 1908の著者として知られる人物と思われる。後者は司法調査課訳『短期自由刑論』（司法資料第27号・同課・1923）として訳出されている。KahlについてはさしあたりMichael Hettinger, Wilhelm Kahl (1849－1932), in: Stefan Grundmann [et al.], *Festschrift 200 Jahre Juristische Fakultät der Humboldt-Universität zu Berlin*, Berlin: De Gruyter, 2010, pp.405-438参照。

(24)　それぞれHeinrich Siegel（1830－1899）、Heinrich Lammasch（1853－1920）、Carl Stooss（1849－1934）、Otto Friedmann（1860－1901）を指すものと推定される。Zillingel（Zwingel？）については不詳。SiegelについてはStephan Dusil, Siegel, Heinrich Joseph, in: *Neue Deutsche Biographie*, Bd. 24, Berlin: Duncker & Humblot, 2010, pp.338-339参照。LammaschについてはMarga Lammasch und Hans Sperl, *Heinrich Lammasch : seine Aufzeichnungen, sein Wirken und seine Politik*, Wien: Franz Deuticke, 1922参照。StoossについてはMichael Stolleis, *Juristen : ein biographisches Lexikon*, München: C.H. Beck, 1995, p. 589参照。FriedmannについてはFriedmann Otto, in: *Österreichisches Biographisches Lexikon 1815-1950*, 2., univeränderte Aufl., Bd. 1, Wien: Österreichischen Akademie der Wissenschaften, 1993, p. 365参照。なお当時のウィーン大学法学部における刑事法学についてはThomas Olechowski, Tamara Ehs, Kamila Staudigl-Ciechowicz, *Die Wiener Rechts- und Staatswissenschaftliche Fakultät 1918-1938*, Wien: Vienna University Press, 2014, pp. 420-465参照。

候様致シ度」と述べられている。

同資料では岡田がベルリン大学で実際に師事した教員名が明示されており、学説継受の問題を考える際に参考価値の高い情報といえる。またベルリンからハレへの転学の際の専門家歴訪についても、全て達成できたものかどうかは確証がないものの、少なくとも岡田の興味関心のありかとして、また会見が実現していたものとすれば学説継受の一齣として大変興味深いものといえる。ハレへの転学についてもFranz von Lisztの講義聴講の為とその目的が明記されており、貴重である。

さて、岡田は以上を経てハレへと拠点を移し、明治31年４月28日にハレ大学において岡松参太郎とともに学籍登録を行っている[25]。同大学には1898年の夏学期及び1898/99年の冬学期と在籍し、居所はFriedrichstr. 4. Schullze方であったことが判明している[26]。岡田はFranz von Lisztの下で相当研究に打ち込んだようで、後に牧野英一が「あとで留学して聞きますと、岡田先生はリスト研究室で大変な勉強家であられたらしい。リストのファミリーの印象が甚だいいのです[27]」と証言している。

ただ岡田はハレでも滞在から３か月も経たないうちに次の留学先への転学願を出している。先に見た通り明治31年７月16日付でブリュクゼル即ちベルギーのブリュッセルへの転学が許可されているのである。

何故にブリュッセルなのか、これについては岡田の転学願及び同時に提出された巡歴研究願が残されている[28]。それによれば、「本年十月ノ下旬若クハ十一月上旬白耳義國ブリュクゼルBruxelle大學ニ於テ伊國人ロンブロゾ儀刑事人類學ノ講義ヲ開カレ候間（年々繼續スルカ否ハ不明）右傍聴ノ爲」とその理由が述べられている。

合わせて提出された巡歴研究願には以下の壮大な旅行計画が述べられている。

一　巡歴地[29]　一　莫斯科（ハレイ－莫斯科間經路　ベルリンBerlin、クュストリ

(25)　田口正樹「岡松参太郎のヨーロッパ留学」（北大法学論集64-2・2013）70頁参照。
(26)　前掲Rudolf Hartmann, *Japanische Studenten an deutschen Universitäten und Hochschulen 1868-1914*, p. 143参照。
(27)　「《座談會》日本法學の回顧と展望」（法律時報20-12・1948、後に日本評論社編集局編『日本の法學　回顧と展望』（日本評論社・1950）へ収録）23頁（『日本の法學』では63頁）参照。
(28)　東京大学文書館所蔵　特定歴史公文書　S0008外国関係・留学生関係「留学生関係書類　自明治二十九年至明治三十一年」（S0008/SS2/05）のうち「明治三十一年留学生關係書類」所収の「外國留學生岡田朝太郎白耳義國「ブリュクゼル」大學へ轉學及巡歴研究」参照。
(29)　地名は原則ドイツ語で表記されている。ポーランド語ではクュストリンはコシュチュシン（Kostrzyn nad Odrą）、ポーゼンはポズナン（Poznań）であり、トルン、ワルシャワはそれぞれToruń、

ンKüstrin、ポーゼンPosen、トルンThorn、ワルシャワWarschau、ブレストリトウスクBrest-Litowsk、ミンスクMinsk）　二　聖彼得堡　三　ストックホルム　四　コッペンハーゲン　五　クリスチアニア　　六　ハンブルヒ（二－三－四－五－六間航海）　七　アムステルダム（ハンブルヒ-アムステルダム間經路　ハンブルヒHamburg、ブレーメンBremen、ハンノーヴァHannover、リッペLippe、エッセンEssen、ウトレヒトUtrecht、アムステルダムAmsterdam）八　ブリュクゼルBruxelle（七－八間經路　アムステルダムAmsterdam、ハーグHaag、ロッテルダムRotterdam、アントウェルペンAntwerpen、ブリュクゼルBruxelle）

一　日数　八月十六日ヨリ十月十五日ニ至ル夏期休課（ママ）二個月間

一　目的　一　監獄巡見　特ニ入監外國人取扱振調査

二　既往ノ刑具拷問具取調

三　其他ノ参考トナルベキ事項（例令ヘバ幼年囚徒取扱振、出獄人保護ノ状況、刑事圖書、専門家ノ訪歴ノ類）

以上の転学願及び巡歴研究願にはそれぞれ明治31年５月８日及び９日の日付が付されているが、この日付から見るならば、岡田はハレに到着し学籍登録を行ってから10日程後にもう次の転学願を出していることになる。

この転学願及び巡歴研究願についてはその後明治31年６月20日付で文部大臣秘書官より東京帝国大学総長へ問い合わせが行われている。当該文書上部には「法科教授會ニ於テ可決　八束」、下部に「評議會可決」と書き入れがあり、またこの問い合わせへの回答と思われる明治31年７月６日付の文書では「右本人願出候義ハ最必要ト認候間許可相成候様致度」と回答されており、文書の流れから言えば岡田の希望は叶えられたことになる。明治31年調査分の『文部省外國留學生表』が７月16日付でブリュッセルへの転学が認可されたと伝えるものとも符合する。

しかしながらこのブリュッセル転学及び欧州一大巡歴研究は、先に見た岡田の帰

Warszawaという表記になる。また聖彼得堡はサンクトペテルブルク、クリスチアニアは現在のオスロを指すものと思われる。

朝記録では触れられていない。逆に同記録では「同〔明治31年〕四月ヨリ同三十二年四月マデハレイ、ア、エス市大學ニ於テ」滞在したことになっている。ブリュッセル転学やこの巡歴研究が実現していたのであれば触れられていて良さそうなものである。一方で岡田がハレを立ち去ったのは明治32年１月11日とされている。[30] 実現しなかったか、実現したが特別講義の聴講という一時的なものとして記載されなかったか、実現したけれども帰朝記録に残らなかったか、詳細はこの資料のみでは不明である。

ただ、この段階で岡田がCesare Lombroso（1835－1909）[31] の講義に興味を示していることは大変興味深い。Lombrosoの所論は日本においては岡田の弟子にあたる牧野英一によって本格的に紹介された印象が強く[32]、また法学のみならず様々な分野に影響を与えることになるが[33]、師もまた関心を持っていたことになる。

（３）ローマ

さて、その後岡田がハレからローマへと拠点を移したことは帰朝記録に記されている。この転学に関しては外務省記録に文書が残されている。[34] そこでは「本年〔明

---

(30) 前掲田口正樹「岡松参太郎のヨーロッパ留学」70頁参照。なお田口氏からのご教示によれば、この日付は同氏論考註51（87頁）に掲げられているハレ大学の学籍登録簿によるものとのことである。

(31) Lombrosoの履歴・研究業績についてはさしあたりAdalbert Albrecht, Cesare Lombroso: A Glance at His Life Work, in: *Journal of the American Institute of Criminal Law and Criminology*, vol.1, no.2, 1910、またMarvin E. Wolfgang, Pioneers in Criminology: Cesare Lombroso (1825-1909), in: *Journal of Criminal Law and Criminology*, vol. 52, no. 4, 1961も参照。日本語ではさしあたり柳本正春「チェザーレ・ロンブローゾ」（刑政85-4、5・1974）を挙げておく。Lombrosoの業績についてはこれ以外にも膨大な論考が発表されており、枚挙に暇がないが、Paul Knepper and P.J. Ystehede ed., *The Cesare Lombroso Handbook*, London: Routledge, 2013所収の諸論考は興味深く、特に同書所収のBill Hebenton and Susyan Jou, Lombroso in China: Dong Xue Wei Ti, Xi Xue Wei Yong? は中華民国におけるLombrosoの所論の継受を考える上で示唆を得ることのできる論考である。

(32) 牧野英一はLombrosoの逝去後、「チェザーレ、ロムブローゾ教授逝く」（法學協會雑誌27-11・1909）を執筆している。またその著『刑事學の新思潮と新刑法』（警眼社・1909）における所論に関連して「ロムブローゾノ糟粕ヲ嘗メル者ニ過キナイ」とまで酷評されたことを受けてか牧野は「法學者ヨリ見タル故ロムブローゾ教授」（法學志林12-6・1910）を発表、後に『刑事學の新思潮と新刑法』の増補第二版に収録し、またHans Kurellaによる弔辞を翻訳させた伊原元治（訳）「「ロムブローゾ」ニ就テ」（法學志林17-11・1915）にも序を寄せてロンブローゾについて論じている。そればかりかLombroso門下のSalvatore OttolenghiやMario CarraraのNecrologyまでも執筆（ともに牧野英一『パンテオンの人人』（日本評論社・1938）に収録）している。とはいえ牧野はLombrosoの所説に盲従したわけではない。なお牧野英一「トリノより」（法學協會雑誌30-5・1912）、同「伯林より」（法學協會雑誌30-6・1912）では岡田にも関係した諸施設の様子が克明に報告されている。

(33) 例えば心理学への影響として寺田精一「ロンブローゾの刑事人類學説」（心理研究７・1915）、同『ロンブローゾ犯罪人論』（巌松堂書店・1917）参照。

(34) 外務省記録　６門１類７項２号　文部省留学生関係雑件　第二巻　「在獨留學生岡田朝太郎伊

治32（1899）年〕四月ヨリ伊國羅馬へ轉學相命シ候」として明治32年１月25日付で文部大臣より外務大臣に対し、駐イタリア公使に配慮を願う旨照会が行われたことが記されている。

ただ何故ローマに拠点を移したのか、またローマのどの機関に籍を置いたのかについては、この文書では触れられていない。帰朝記録でも「同月ヨリ同十二月マデ伊國羅馬ニ於テ〔研修〕」と記されるのみである。Lombrosoは当時トリノ大学で教鞭を取っており、彼を追って拠点を移したという可能性も零ではないにせよ、そうであればトリノに滞在するものと思われることから、その可能性は低いものと思われる。いずれにせよローマに滞在したことは確かであり、指導教員穂積陳重とともに国際東洋学者会議第12回大会に出席し、またその際にローマ郊外に出かけている様子が『法窓夜話』等に登場する。[35]

そしてこのローマ滞在中、帰朝記録にあるとおり「同三十二年九月ブダペスト市ニ開會セル第九列國刑法家協會ニ列席ス」として「列國刑法家協會」即ちInternationalen Kriminalistischen Vereinigung（Union internationale de droit pénal）[36]の第８回総会（於・ブダペスト、1899年９月12～14日）に出席している。

この国際会議参加については関連の文書が残されている。[37]岡田から提出された「國際刑法學會列席願」では「來ル明治三十二年九月ニブダペスト府ニ於テ第八回國際刑法學會開會之筈」として列席の許可を求めている。この願は明治31年11月の日付を有しており、ローマ転学以前、ハレ滞在中に既に計画していたことがわかる。同

國へ轉學之件　附佛國へ出發之件」参照。

(35)　穂積陳重『法窓夜話』（岩波文庫・1980）末尾に付された福島正夫による解説では「明治民法の施行後、陳重は、一八九九、一九〇四（明治三十二、三十七）年の二度民法を題材として国際会議で報告したが、これは日本の法学史上にも特筆の価値があろう。前者はローマの第十二回東洋学者会議で「祖先祭祀と日本法律」…」（401頁）と述べられている。会議については*Actes du douzième Congrès international des orientalistes : Rome, 1899*, Société typographique Florentine, 1901-1902があり、会議参加者名簿に岡田、穂積の名前が確認できる。この会議の合間にローマ郊外に出かけた様子については上記『法窓夜話』156頁以下「エジェリヤの涙泉」を参照。全く同じ逸話が斬馬剣禅「東西両京の大學（五十三）岡田對勝本（六）」（讀賣新聞1903年５月５日朝刊１面）、前掲中村進午『蛙のはらわた』241頁「聖森」でも紹介されている。中村著ではさらにこのローマでの東洋学者会議の際に岡田が会場の外に掛けておいた帽子と外套がいつの間にか無くなり、岡田がボーイと押し問答をしたという逸話も収録されている（同書227-228頁「保管の義務」参照）。同逸話では穂積が「岡田君の伊太利語はあの時ほど旨かったことは無い」と発言しており、流暢な会話がほどまでに岡田がイタリア語に堪能であったことがわかる。

(36)　同協会についてはLeon Radzinowicz, *The Roots of the International Association of Criminal Law and their Significance*, Freiburg: Max-Planck-Institut, 1991参照。

(37)　東京大学文書館所蔵　特定歴史公文書　S0008外国関係・留学生関係「留学生関係書類　自明治三十二年至明治三十七年」（S0008/SS2/06）のうち「明治三十二年」所収の「同課長ヨリ岡田朝太郎ノ萬國刑法學會へ岡田和一郎ノ倫敦ニ於ル萬國耳科學會へ出席願ニ關シ同上」参照。

願では旅費に付きローマ転学の件の指示を待ってからとしており、ローマ転学願と前後して提出されていたことが推測される。この願に対しては明治32年５月９日付で文部大臣官房秘書課より東京帝国大学総長宛に意見聴収が行われ、これを受けて法科大学では同年５月12日付で教授会において異議なく議決された旨回答が行われている。総長は５月17日付で「何レモ本人願之通聽許」して欲しいと文部大臣への回答を行っており、岡田の希望は実現されるに至っている。

そして岡田はこの時点で「列國刑法家協會」に加入したようであり、同会の雑誌 *Mitteilungen der Internationalen Kriminalistischen Vereinigung (Bulletin de l'Union internationale de droit pénal)* の第８巻（1900年）掲載の会員名簿には「Dr. Ashataro Okada, z. Zt. Rom, via Sicilia 42 (nt 15)」、第９巻（1902年）には「Dr. Assataro Okada, z. Zt. Rom, via Venti Settembre 56 (int 12)」としてイタリアでの居所と思しき地名表示とともに掲載されている。[38]

第８巻には会議での提出論文や議事録も付されており、対審的予審（instruction contradictoire）、単純警察罪（違警罪）（contraventions de simple police）、犯罪に対する高齢の影響（Einfluss des Greisenalters auf die Kriminalität）、婦女売買（Traite de blanches）などの議題が並んでいるのが確認できる。また第８巻には Assataro Okada, *Vorentwurf zu einem Strafgesetzbuch für das kaiserlich japanische Reich* (Sammlung Ausserdeutscher Strafgesetzbücher in deutscher Übersetzung, no. 14), J. Guttentag, 1899が附録として収録されていることから、或いはこの総会のために岡田が同論文を執筆したものかとも推測される。

（４）パリ、そして帰国

ローマ転学の経緯を記した外務省記録には附件としてフランスへの出発についての文書も残されている。明治32（1899）年12月28日付の在伊特命全権公使から外務大臣に宛てた報告文では岡田につき「本年四月獨乙國ヨリ當國羅馬ニ轉學致シ居リ

(38) 第10巻（1902年）以降の会員名簿には「Dr. Assataro Okada, Assit. Professor des Strafrechts an der Universität Tokio」と帰国後の肩書で掲載されている。第11巻（1904年）には勝本勘三郎、第12巻（1905年）には中川孝太郎、第13巻（1906年）には小河滋次郎、第14号（1907年）には吾孫子勝が新たに会員として名を連ねている。岡田の名前は第14巻まで確認できるが、その後は退会したのか名前が見られなくなる。

候処今般更ラニ佛國ニ向ケ出發致シ候同人當國在留中ハ孜々勉學致シ居リ當館ニ於テモ種々斡旋ノ勞ヲ取リ□次第ニ有之候」とされている。

岡田はフランスへと居を移し、「〔明治32年12月〕ヨリ同三十三年四月マデ佛國巴里府警視廳所屬ベルチオン個人識別所ニ於テ研修」ということになった。ここでいう「ベルチオン」とはAlphonse Bertillon（1853－1914）、所謂ベルチオン式生体測定法（Bertillonnage）[39]の創始者として知られる人物である。岡田は帰国後に論文「「ベルチヨン」氏式個人識別法」を発表してこれを紹介している。[40]

ベルチオン式生体測定法とは、岡田自身の説明を借りれば「丁年に達したる者の身體の中に於て成るへく變化せす又測られる者か變更するを得さる個處に就て、或るものは其寸尺を測り或るものは形狀乃至色等を記載して、甲人と乙人との異同を辨する方法」である。例えば犯罪者が確かにこの人物であると同定する際に、似ているか否か写真照合するような不確かな方法ではなく、なるべく変化しない体の部分の寸法を測定することによって科学的にその同定を行おうとするものである。

岡田が大学院進学の際に刑事人類学を志向していたということを思い起こすならば、この留学先の選択は大変興味深い。先行研究が「ベルティヨンは一八八三年、『再犯者同定と累刑者保安処分法』を世に問い、八五年、ロンブローゾの主導のもとローマで開催された第一回犯罪人類学国際会議において「人体計測学による描写、身元同定の新しい方法」と題して講演を行う。翌年『犯罪人類学と刑法学の記録保管』（八六年）を刊行、八九年にはパリ博と平行して第二回犯罪学国際会議を主宰する」[41]と指摘するとおり、BertillonはLombrosoとも深い関係を持ちつつフランスの刑事人類学[42]を牽引した一人であったからである。

---

(39)　ベルチオン式生体測定法については渡辺公三「同一性のアルケオロジー――A. ベルティヨンと司法的同一性の誕生（１）～（３）」（国立音楽大学研究紀要26～28・1992～94、後に同『司法的同一性の誕生』（言叢社・2003）に収録）、菅野賢治「筆相学・ベルティヨン・人間測定法――「ドレフュス事件のなかの科学」のための断章（２）」（仏語仏文学研究11・1994、後に加筆の上で同『ドレフュス事件のなかの科学』（青土社・2002）の序章及び第一章として収録）参照。かのCarlo Ginzburgも論考の中で扱っている。Carlo Ginzburg, Freud, and Sherlock Holmes: Clues and Scientific Method, in: Umberto Eco and Thomas A. Sebeok ed., *The sign of three : Dupin, Holmes, Peirce*, Bloomington: Indiana University Press, 1983.（和訳：カルロ・ギンズブルグ「手がかり――モレルリ、フロイト、シャーロック・ホームズ」（ウンベルト・エーコ／トマス・A・シービオク編『三人の記号　デュパン、ホームズ、パース』（東京図書・1990）所収））参照。

(40)　監獄協會雜誌13-11，12、14-2～4，6・1900-01及び警察協會雜誌５～10、12・1900-01に掲載。

(41)　前掲菅野賢治「筆相学・ベルティヨン・人間測定法――「ドレフュス事件のなかの科学」のための断章（２）」29頁参照。

(42)　フランスにおける犯罪学の展開については波多野敏「一九世紀末フランスの犯罪学における「社会」」（名古屋大学法政論集186・2001）参照。

岡田が滞在した時期はちょうどドレフュス（Dreyfus）事件が展開していた時期にあたる。周知の通り同事件は1906年に至り無罪とされたことにより世紀の冤罪事件として有名になり、逆に同事件の筆跡鑑定を担当したBertillonの評価は大きく下がることになるが、それは岡田の帰国後の話である。ともあれ、ベルチオン式生体測定法は後に指紋による鑑定法に取って代わられるまで使用された方法であり、早期に日本にこれを紹介したことは岡田の業績のひとつに数えてよいであろう。

先に見たブリュッセルでのLombrosoの講義聴講希望やフランスでのベルチオン式生体測定法の研修など、岡田の留学の過半は刑事人類学に深く関係する要素に当てられていることが見て取れるが、刑事人類学自体は岡田によって初めて日本に紹介されたわけではない。早期からこれを紹介した人物としては坪井正五郎[43]の名を挙げなければならないだろう。既に明治25年（当時岡田は大学院に在学中）ブリュッセルにおいて開催された第３回刑事人類学万国会議に坪井と寺尾亨が出席しており、その報告が官報に掲載されている[44]。

坪井はさらに翌明治26年には「刑事人類學ノ眞價」と題する講演を国家医学会において行い、その内容は國家醫學會雑誌79・1893以外にも東京人類學會雑誌９（93）・1893、法醫學會雑誌98・1893へと転載されている。同時期には加藤幹雄によりガロフハロ（Garfalo）著『犯罪論：刑事人類學』（明法堂・1892-93）も翻訳されるなど、刑事人類学が本格的に紹介される中で岡田はそれを研究課題に設定して大学院、さらには欧州留学を果たすことになっていたわけである。

さて、岡田の最終的な帰朝は明治33年７月２日、この帰朝記録の日付は同月５日の官報に「文部省外國留學生…東京帝國大學法科大學助教授岡田朝太郎…ハ本月二日ニ孰レモ歸朝セリ（文部省[45]）」と記載されているものとも符合する。同月24日の官報には「刑法講座擔任ヲ命ス　東京帝國大學法科大學教授　岡田朝太郎[46]」とあり、帰国後非職を解かれて法科大学教授に着任、その後活躍することとなるのである。

---

(43)　坪井正五郎については伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典３』（吉川弘文館・2007）180-181頁参照。ついでながら坪井正五郎の妻なほの同母兄弟が箕作麟祥、同父兄弟が菊池大麓である。菊池大麓の娘のうち長女・次女・三女がそれぞれ美濃部達吉、鳩山秀夫、末弘厳太郎に嫁いでいる。

(44)　明治25（1892）年11月17日官報2818号８－９頁、明治25（1892）年11月18日官報2819号22-23頁参照。これは法學協會雑誌10-12・1892や東京人類學會雑誌８（81）・1892へも転載されている。

(45)　明治33（1900）年７月5日官報5101号８頁参照。

(46)　明治33（1900）年７月24日官報5117号２頁参照。

三　他の清朝日本人法律顧問たちの留学

さて、以下では同じく清朝日本人法律顧問として招聘されるに至った人物として巌谷孫蔵、小河滋次郎、志田鉀太郎、松岡義正を取り上げ、その留学経験について見てみることとしたい。

（1）巌谷孫蔵（1867-1918）の場合

巌谷孫蔵[47]は1886（明治19）年夏学期から1887年夏学期までイエナ大学法学部（居所はLutherstr., bei Ludwig）、1887/88年冬学期から1889/90冬学期までハレ大学法学部（居所はGütchenstr. 3、Ludwig Wuchererstr. 4）に在籍している[48]。巌谷はドイツにおいてかなり早期の段階で法学博士号を取得した人物の一人である[49]。

巌谷の博士論文はMagoso Iwaya, *Die rechtliche Stellung des Nebeningtervenient- Streitgenossen nach den Bestimmungen der deutschen Civilprocessordnung*〔ドイツ民事訴訟法の規定における共同訴訟的補助参加人の法的地位〕, Jena: Frommannsche Buchdruckerei, 1890である。同博士論文巻末の履歴（Lebenslauf）において巌谷は、学位を取得したハレ大学において学恩を受けた相手としてEmil Brunnenmeister、Wilhelm von Brünneck、Hermann Fitting、Gustav

(47) 巌谷については前掲『大日本博士録』第一巻 法學及薬學博士之部49-50頁参照、また拙稿「清末民国時期法制関係日本人顧問に関する基礎情報」（法史学研究会会報12・2008）、前掲拙稿「清末民国時期法制関係日本人顧問に関する基礎情報・補遺」（東洋法制史研究会通信21・2012）も参照。これ以外にも京都大学大学文書館ＨＰにある「京都大学 歴代総長・教授・助教授履歴検索システム」（https://kensaku.kua1.archives.kyoto-u.ac.jp/rireki/）でも巌谷の履歴が検査できる。特に職歴及び留学・海外渡航歴については年月日まで記載があり詳細である。そのほかには「故評議員法學博士巌谷孫蔵君」（京都法學會雑誌13-12・1918）に肖像と弔辞が掲載されている。

(48) 前掲Rudolf Hartmann, *Japanische Studenten an deutschen Universitäten und Hochschulen 1868-1914*, p.67参照。

(49) ドイツにおける博士号取得者のリストは前掲Rudolf Hartmann, *Japanische Studenten an deutschen Universitäten und Hochschulen 1868-1914*, pp. 240-272にまとめられている。ドイツでの法学博士号取得については高橋直人「明治期におけるドイツ刑法学の継受と現地での学位取得――大場茂馬、岡田庄作、鳥居誠哉、山川幸雄を主な例として」（井田良ほか編『浅田和茂先生古稀祝賀論文集』下巻（成文堂・2016）所収）を参照。またこうした博士号取得者を法学史の中でどう評価するかについては、例えば中華民国時期に欧州へと留学した中国人留学生の博士号取得状況と比較することで興味深い視点が得られるかもしれない。これについては王伟『中国近代留洋法学博士考』（上海人民出版社・2011）を参照。他方で岡田は博士号を日本帰国後明治34年6月29日に東京帝国大学総長推薦という形で取得している。岡田と同じ船で留学に出発した福田徳三が論文*Die gesellschaftliche und wirtschaftliche Entwickelung in Japan*, VI, 75 S. によりミュンヘン大学において博士号を取得していることからみれば、岡田もその気になれば留学期間内に博士号を取得出来たかもしれない。福田の留学については前掲Rudolf Hartmann, *Japanische Studenten an deutschen Universitäten und Hochschulen 1868-1914*, p.30参照。

Lastig、Franz von Liszt、Edger Loening、Friedrich Schollmeyer、Rudolf Stammlerの各教授の名前を列挙し[50]、中でも特に感謝を述べるべき相手としてBrunnenmeister[51]、Schollmeyer[52]そして当時学部長であったEugen Huber[53]の名前を挙げている。巌谷の博士論文が民事訴訟法を主題とするものであるところから見るならば、分野的に一番近いのはSchollmeyerのように見える。

巌谷は帰国後直ちに『民事訴訟法略論』（明法堂・1891）、『民刑訴訟法索引』（明法堂・1893）と民事訴訟法関連の著作を発表しているが、今日民事訴訟法学者として言及されることは少ないように思われる。彼自身明治25年11月より第三高等中学校教授、同32年９月より京都帝国大学法科大学教授として設置間もない京都帝国大学の学内行政に忙殺されたためか日本語での著作が少なくなったことが一つの理由かもしれない。また明治35年10月に巌谷は北京大學堂仕學館正教習として清朝に招聘されるが、清朝末期の近代的法典の編纂活動の中で民事訴訟法草案を作成したのは後に述べる松岡義正であった[54]。巌谷は中華民国成立後も現地に留まり民事訴訟法以外の分野の草案作成にも関わることになるが、中国滞在が思いのほか長期化し、

---

(50)　これら当時ハレ大学に在籍した教員についてはハレ大学のデータベース「Catalogus Professorum Halensis」（http://www.catalogus-professorum-halensis.de/）で履歴等を検索することができる。

(51)　Emil Brunnenmeister（1854－1896）については前掲データベース「Catalogus Professorum Halensis」のほかKarl Binding, Emil Brunnenmeister, †22. Januar 1896, in: *Gerichtssaal*, Bd. 53, 1897も参照。Brunnenmeisterは1897年にチューリヒ大学教授となり、1882年からハレ大学において刑法及び民事訴訟法の教授として在任、1889年にはウィーン大学へと転出している。研究は西洋法制史・ローマ法にも及び、*Die Quellen der Bambergensis : ein Beitrag zur Geschichte des deutschen Strafrechts*〔バンベルク刑事裁判令（バンベルゲンシス）の起源〕, Leipzig: Wilhelm Engelmann, 1879や*Das Tötungsverbrechen im altrömischen Recht*〔古代ローマにおける殺人罪〕, Leipzig : Verlag von Duncker & Humblot, 1887がある。また*Grundriß zur Vorlesung über österreichisches Strafproceßrecht mit Beilagen*, Wien: A. Holzhausen, 1893もある。

(52)　Friedrich Schollmeyer（1848－1914）については前掲データベース「Catalogus Professorum Halensis」参照。彼は1874年にハレ大学において博士号、1877年に大学教授資格を取得、1881年にハレ大学の助教授、1883年より正教授に就任している。1895年にはヴュルツブルグ大学、1900年にはベルリン大学へ移籍し、1905年からはマールブルグ大学で理事を務めている。民法、民事訴訟法の著作が多い。*Der Zwischenstreit unter den Parteien*〔当事者の下での中間の争い〕, Berlin : Guttentag, 1880、*Die Compensationseinrede im deutschen Reichs- Civilprocess*〔ドイツ帝国民事手続における相殺の抗弁〕, Berlin : Guttentag, 1884、また*Recht der einzelnen Schuldverhältnisse im Bürgerlichen Gesetzbuche für das Deutsche Reich*〔ドイツ帝国民法における個別的債権債務関係〕, Berlin : Guttentag, 1897、*Das Recht der Notwehr nach dem bürgerlichen Gesetzbuch für das deutsche Reich*〔ドイツ帝国民法上の正当防衛の権利〕Würzburg : Kgl. Universitätsdruckerei von H. Stürtz, 1899などもある。

(53)　スイス民法典の起草者としてあまりにも著名なEugen Huber（1849－1923）については松倉耕作「オイゲン・フーバー（1849～1923年）――スイス民法典立法者の横顔」（名城法学24-2/3・1975）参照。Huberは1888年４月にハレ大学教授へ就任、1892年６月にベルン大学教授へと転出するまでハレ大学で教鞭を取り、若くして学部長の任にも就いていた。

(54)　岡田朝太郎「清國既成法典及ヒ法案ニ就テ」（法學志林13-8/9・1911）147頁参照。

日本国内での活躍の期間が限られたことも、近代日本の民事訴訟法学史においてあまり触れられなくなってしまった一因とすることができるかもしれない。

（２）小河滋次郎（1863－1925）の場合

小河滋次郎[55]は先に述べた巌谷と東京外国語学校独語学科の同期生であり[56]、同期卒業（明治17（1884）年）には後に台湾総督を勤める内田嘉吉もいる。独逸語科は当時東京外国語学校の中でも生徒数最多を誇る学科であったが、卒業した学生は少なかったようである[57]。

小河は1895/96年冬学期にベルリン大学（居所はLuisenstr. 63）、1896年夏学期にボン大学（居所はWeberstr. 6）に留学している[58]。岡田よりも早い時期にベルリンに滞在していることになる。

小河に監獄学や刑事政策の研究を勧めたのは岡田の指導教員、穂積陳重であった。師の穂積を通してということもあってか、岡田自身出国前から刑事政策へも興味を持ち、小河と親交のあった留岡幸助[59]とも交流を持っており、ここにも岡田の大学院・留学での研究のひとつの背景を見ることができる。なお後に小河とともに清朝へ招聘される中村襄[60]は海外留学を経験してはいないが、小河とともに社会福祉事業に尽力したことが知られる。

---

(55)　小河については前掲『大日本博士録』第一巻 法學及薬學博士之部86-87頁、小野修三『監獄行政官僚と明治日本　小河滋次郎研究』（慶應義塾大学出版会・2012）、また小河と清朝との関係について孔穎『中国の監獄改良論と小河滋次郎』（清文堂・2015）参照。

(56)　東京外國語學校『東京外國語學校一覧　明治十四、五年』（同校・1882）199-200頁参照。

(57)　野中正孝編『東京外国語学校史　外国語を学んだ人たち』（不二出版・2008）58-74頁参照。

(58)　前掲Rudolf Hartmann, *Japanische Studenten an deutschen Universitäten und Hochschulen 1868-1914*, p.140-141参照。留学も含めた小河のドイツ滞在については姫嶋瑞穂『明治監獄法成立史の研究』（成文堂・2011）191-193頁参照。

(59)　兼田麗子『福祉実践にかけた先駆者たち　留岡幸助と大原孫三郎』（藤原書店・2003）、特に「付論　留岡幸助と法律関係者達との交流」（131-148頁）参照。

(60)　その著に中村襄編纂『監獄學教科書』正編・外國人拘禁処遇論（警察監獄協會・1899）がある。同書には小河滋次郎が序文を寄せており、早い段階から二人に繋がりがあったことがわかる。『職員錄』（印刷局・各年）では明治35年に岐阜県監獄署署長としてその名が見え（前年は別人）、明治37年に岐阜監獄典獄、同じ肩書で明治40年まで掲載されているのが確認できる（それぞれ『職員錄』明治35年乙巻233頁、明治37年甲巻360頁、明治38年甲巻386頁、明治39年甲巻473頁、明治40年甲巻505頁参照）。明治41年４月よりおそらくは２年半、清国へ招聘されて北京法律学堂に在職、明治43年８月26日付で清国皇帝より受領の三等第一寶星勲章（宣統２年６月14日奉旨）の受領佩用願が提出されている（「陸軍歩兵中佐小田切政純外七名外国勲章受領及佩用ノ件」国立公文書館蔵　叙勲裁可書・明治四十三年・叙勲巻十八・外国勲章記章受領及佩用十三参照）。その後明治45年６月25日に大阪自彊館の創設に伴い初代館長に就任、大正２年６月９日同財団法人設立許可に伴い理事長に就任し、同年末に館長を辞任、大正３年１月に同理事長を辞任している（以上、大阪社会事業史研究会『弓は折れず　中村三徳と大阪の社会事業』（同会・1985）25-43頁及び大阪自彊館『大阪自彊館　百年のあゆみ』（大阪自彊館・2013）72頁年表を参考）。

（３）志田鉀太郎（1868－1951）の場合

岡田がベルリンを去った同じ年、明治31（1898）年の12月には志田鉀太郎がベルリンに到着している。明治35年調査分の『文部省外國留學生表』では志田の帰朝につき以下のように記されている。[61]

志田鉀太郎　高等商業學校教授　法學士
留學地到着年月日　明治三十一年十二月二十日
歸朝年月日　明治三十五年三月十一日
留學顛末
○明治三十二年一月ヨリ七月マデ獨國ベルリン大學ニ於テ、十月ヨリ翌三十三年十二月マデ同國ゲッチンゲン大學ニ於テ同三十四年一月ヨリ十二月マデ國國〔佛國の誤り〕パリ大學ニ於テ研修ス
○明治三十二年十月獨國ハレー、ライプチヒ、プラーグ〔、〕ミュンヘン、ハイデルベルヒ、ウユルツブルヒ、ギーセンノ七大學ヲ、同三十四年十月伊、墺、英ノ三國ヲ巡歴研究ス

ベルリンでは岡田と入れ違いになっておりその場で顔を合わせることはなかったものと思われる。志田の留学の詳細については令孫の手になる志田俊郎『志田鉀太郎の生涯』（文芸社・2015）がゲッティンゲン大学留学を中心に詳細に紹介しているため、それに譲ることとする。

（４）松岡義正（1870－1939）の場合

松岡義正[62]については結局のところ海外留学を経験しなかったが、実は留学が計画されつつも土壇場で変更されていたことが知られている。

明治36（1903）年度に海外留学へ派遣予定の人物として穂積八束は明治35年３月

(61)　文部省専門學務局『文部省外國留學生表（明治三十五年三月三十一日調）』（同局・1902）38頁参照。
(62)　松岡については前掲『大日本博士錄』第一巻 法學及薬學博士之部169-170頁参照、また前掲拙稿「清末民国時期法制関係日本人顧問に関する基礎情報」、前掲拙稿「清末民国時期法制関係日本人顧問に関する基礎情報・補遺」も参照。

14日付の文書で国法学・経済学・民事訴訟法につき必要性を訴え、民事訴訟法での留学予定者として松岡義正の名を挙げて総長へ答申している[63]。その理由については「從來□講座アルモ適當ノ教授ヲ得サルカ爲假リニ講師ヲシテ擔任セシメツヽアレトモ當講師別ニ本職アリ爲ニ力ヲ授業ニ專ラニスル能ハス且ツ他ニ適當ノ代員ヲ得サルヲ以テ之カ養成ノ爲一人ノ留學生ヲ派遣スルノ必要アリ」と述べられている。

ところが民法講座担当の富井政章が病のため明治35年９月17日に教授職を辞してしまったことから事態は急転する。穂積八束は同年12月９日付の文書で総長に対し「本年度ニ於テ海外留學セシメラルヘキ人名等去ル三月中上申致置候處過般富井法學博士法科大學教授ヲ辞任候ニ付テハ民法專攻ノ留學生ヲ派遣スルノ必要相生候間曩ニ上申候留學生中民事訴訟法專攻ノ留學生ノ派遣ヲ相止メ別記ノ通本學法科大學助教授川名兼四郎ニ至急留學ヲ命セラレ候樣致度此段上申候也」と答申[64]、松岡の留学は頓挫し、代わりに川名兼四郎[65]が翌明治36年２月に留学を命じられてドイツへと留学することとなった。

松岡は既に判事としての職歴を積み上げていたが、民法講座空席という一大事とはいえ直前に留学への道が閉ざされたことは残念至極であったことであろう。また仮に松岡が予定通り留学して東京帝国大学法科大学教授として迎えられていたとすれば、日本の民事訴訟法学は異なる展開を見せていたかもしれない[66]。ちなみに松岡

---

(63)　東京大学文書館所蔵　特定歴史公文書　S0008外国関係・留学生関係「留学生関係書類　自明治三十二年至明治三十七年」(S0008/SS2/06) のうち「明治三十五年」所収の「野村淳治外十一人來年度ニ於テ留學命セラレ度旨上申」参照。東京大学百年史編集委員会編『東京大學百年史』部局史一（東京大学出版会•1986）では「三月六日、来年度に推薦すべき留学生の件、投票の結果次の順序によって上申することに決定。国法学野村淳治、民事訴訟法松岡義正、経済学矢作栄蔵、民法川名兼四郎。十一日、評議会において、留学生候補者上位三人承認され、そのうち経済学と民事訴訟法の順位逆転する（全学一二人中、国法学一位、経済学六位、民事訴訟法十位となる）」(99頁）とある。

(64)　東京大学文書館所蔵　特定歴史公文書　S0008外国関係・留学生関係「留学生関係書類　自明治三十二年至明治三十七年」(S0008/SS2/06) のうち「明治三十五年」所収の「留學生推薦人名中松岡義正ヲ省キ川名兼四郎ヲ留學セシメ度ノ上申」参照。前掲『東京大學百年史』部局史一においても「十二月四日、川名助教授（民法）は、松岡義正（民事訴訟法）と留学生上申順位を入れ替え、至急海外派遣稟請のことに決定（九日評議会において決定）」(101頁）とある。

(65)　川名兼四郎（1875－1914）については前掲『大日本博士錄』第一巻 法學及薬學博士之部104-105頁参照。また「今月の法律家　川名兼四郎」(法学セミナー27-3・1983）参照。同記事は無名の巻頭記事であるが、向井健氏の手になるものである。「向井健教授略歴・主要業績」(慶應義塾大学法学研究 69-1・1996）参照。

(66)　この頃仁井田益太郎が民事訴訟法研究のため明治30年８月22日から同33年12月１日までボン大学・ミュンヘン大学・ベルリン大学に留学したが、帰国後京都帝国大学の民事訴訟法教授として赴任することになる。その後破産法を専攻した加藤正治が明治32年10月に欧州留学を命ぜられ、同33年２月９日より３年間ベルリン及びハイデルベルクに留学し、同36年４月に帰国、５月に東京帝国大学法科大学教授に昇進して民法第四講座を担当し、同40年４月より民事訴訟法破産法第一講座を担当する。翌41年７月には仁井田が東京帝国大学法科大学に転じて民法第四講座及び民事訴訟

は東京外国語学校の仏語科で岡田の一年下の後輩にあたるようである。[67] 東京外国語学校から第一高等中学校、そして東京帝国大学法科大学仏法科という同じ道を歩む中で既に互いに知己となっていた可能性は一定程度考えられよう。

四　おわりに

岡田の清朝招聘から約四半世紀のち、中華民国法制研究会[68]を通じて中華民国に関わることとなった小野清一郎は、岡田について以下のように述べている。[69]

「明治の刑法學は岡田朝太郎によって新しい段階に進んだ…ひとり刑法解釋學のみでなく比較刑事立法の研究に苦心し、又…特殊問題の研究に向って自らも努力し、又若い研究者を指導して其の研究を促進した。

岡田の「日本刑法論」は其の基本觀念を穂積に負ひ、其の解釋論的方法を富井に學んだものである。刑罰權の基本に關して民約主義・純正主義・必要主義・折衷主義を批判し、結局進化主義――岡田はこれを「自然法主義」と稱してゐる――を採用すべきことを論じてゐる。蓋し適者生存の思想に基き、國家の刑罰權を以て「人類結社的生活ニ必要ナル條件ノ否認ヲ淘汰スル強力」であると觀るのであり、其は斯かるものとして自然法的に基礎づけられると考へたのである。解釋論の展開に於ては富井乃至宮城に負ふところ大であると思はれるが、沿革的及び政策的な立論に努め、しかも整然たる體系化が實現されてゐる。留學によって岡田は更にドイツ刑法學から多くのものを學んで來た。其の刑法解釋論における表現は「刑法講義」（明治三六年）において窺ふことが出來る。例

法破産法第二講座を担当するに至り、講座の体制が整うことになる。仁井田、加藤の両名については前掲『大日本博士録』第一巻 法學及薬學博士之部57-58、74-75頁参照。また加藤正隆編『法学博士加藤正治の記録』（中央大学出版部・1998）、七戸克彦「現行民法典を創った人びと（30・最終回）書記・起草委員補助（1）二保亀松（2）仁井田益太郎（3）松波仁一郎 外伝（25）法典調査会のその後」（法学セミナー56-11・2011）参照。なお仁井田益太郎の甥は中国法制史研究で著名な仁井田陞である。

(67)　東京外國語學校『東京外國語學校一覧　明治十七、八年』（同校・1885）参照。

(68)　拙稿「中華民国法制研究会について――基礎情報の整理と紹介」（中国――社会と文化21・2006）参照。

(69)　小野清一郎「刑法學小史」（東京帝國大學『東京帝國大學學術大觀　法學部經濟學部』（東京帝國大學・1942）所収、後に小野清一郎『刑罰の本質について・その他』（有斐閣・1955）に収録）84頁参照。

へば不作爲犯論、因果關係論、間接正犯論の如きドイツ刑法學的思想の影響が顯著である。殊に不作爲犯論に於て純正不作爲犯の外、不純性不作爲犯（不作爲に因る作爲犯）を認むるに至ったことはドイツ刑法學に依る解釋論的展開として最も著しきものと謂はなければならない。なほ舊刑法には刑の執行猶豫の制度が存在しなかったが、岡田は明治三十五年「刑の執行猶豫」の論文を書いて刑事政策的見地より其の必要を論じ、其の後明治三十八年法律第七〇號によって此の制度は初めて採用されることになったのである。

以下、多様な岡田の業績とその欧州留学との関係を眺めてみた時に気付かされる点を整理して結びとしておきたい。

まずは「ドイツ刑法學から多くのものを學んで來た」とされる際のその「継受元」について、旧来多く指摘されてきたFranz von Lisztに加えて、本稿の整理によりさらに多くの刑法学者の名前を確認することが出来た。また刑法学本体のみならず、刑事人類学に留学の過半を割いた岡田の選択は、これまであまり言及されることがなかったように思われる。岡田は既に帝国大学助教授の任にあってその分野の将来を託される身として、寸暇を惜しんで欧州中を駆け回り、日本の刑法学に必要な多くの要素を手際よく入手することに意を用いたのであろう。彼が日本へともたらしたものはかなり多様であったことが想定されるが、本稿での整理により、中国近代法制史において岡田から清朝近代法制への影響関係を考える前提として、近代日本において岡田がドイツから何を継受したのかをさらに詳細に明らかにするための情報を多く手にすることが出来たものと思われる。

また当時清朝へと招聘された日本人法律顧問は海外留学経験者または経験予定者であり、そうした面からもやはり第一線の学者が招聘されているとすることができよう。こうした岡田以外の法律顧問たちについても、その留学の経緯や様相について、より詳細な情報提供を行うことができた。これらを基礎に、それぞれの法律顧問がそれぞれの分野でどのように位置づけられるか、或いは位置づけ直されるかについて考えてゆくことが次の課題となるが、これは第一義的には日本近代法史の問題であり、同分野の専門家の教示を請いながら、今後なお詳細に欧州から日本、そして中国へと繋がる法継受の様相を明らかにすることが出来ればと思う。